

「技能職員の勤務労働条件について」
(市従港湾支部 予備交渉議事録)

日時：令和4年5月16日（月） 17：00～17：30

場所：大阪港湾局 第1会議室

出席者

（大阪港湾局）

人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局

（大阪市従業員労働組合港湾支部）※以下「市従」と表記

書記長、調査部長

（局）

- ・ ただいまから、「技能職員の勤務労働条件にかかる予備交渉」を始めてまいります。
- ・ それでは、組合側から申入れ事項の説明についてお願いいたします。

（市従）

- ・ 要求書案の説明

（局）

- ・ それでは、申し入れ事項についての整理をさせていただきます。
- ・ 本件交渉の議題は、「技能職員の勤務労働条件について」とさせていただきます。要求項目の内、6点目、7点目、8点目、9点目の労働安全衛生に関する事項及び、被服に関する事項について、交渉事項として取り扱いたいと思います。
- ・ その他の項目につきましては、管理運営事項が含まれることから、交渉事項に該当しないものとして取り扱いたいと考えております。
- ・ なお、申し入れにつきましては、5月23日（月）17時00分から、ATCビルITM棟10階の大阪港湾局第1会議室で行いたいと考えております。
- ・ 出席者につきましては、総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人数を変更する可能性もございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- ・ 最後に、今後とも、勤務労働条件の変更がある場合は、皆様方と誠意をもって協議を行ってまいりたいと考えておりますので、改めてよろしくお願いいたします。

（市従）

- ・ 申し入れ当日の出席者について、支部長以下全執行委員9人で考えてはいる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点等で、人数が変更になるかもしれないので、その点はよろしくお願いいたします。

（局）

- ・ 以上で、「技能職員の勤務労働条件にかかる予備交渉」を終了します。